

## 各国の財政健全化への取組み（未定稿）

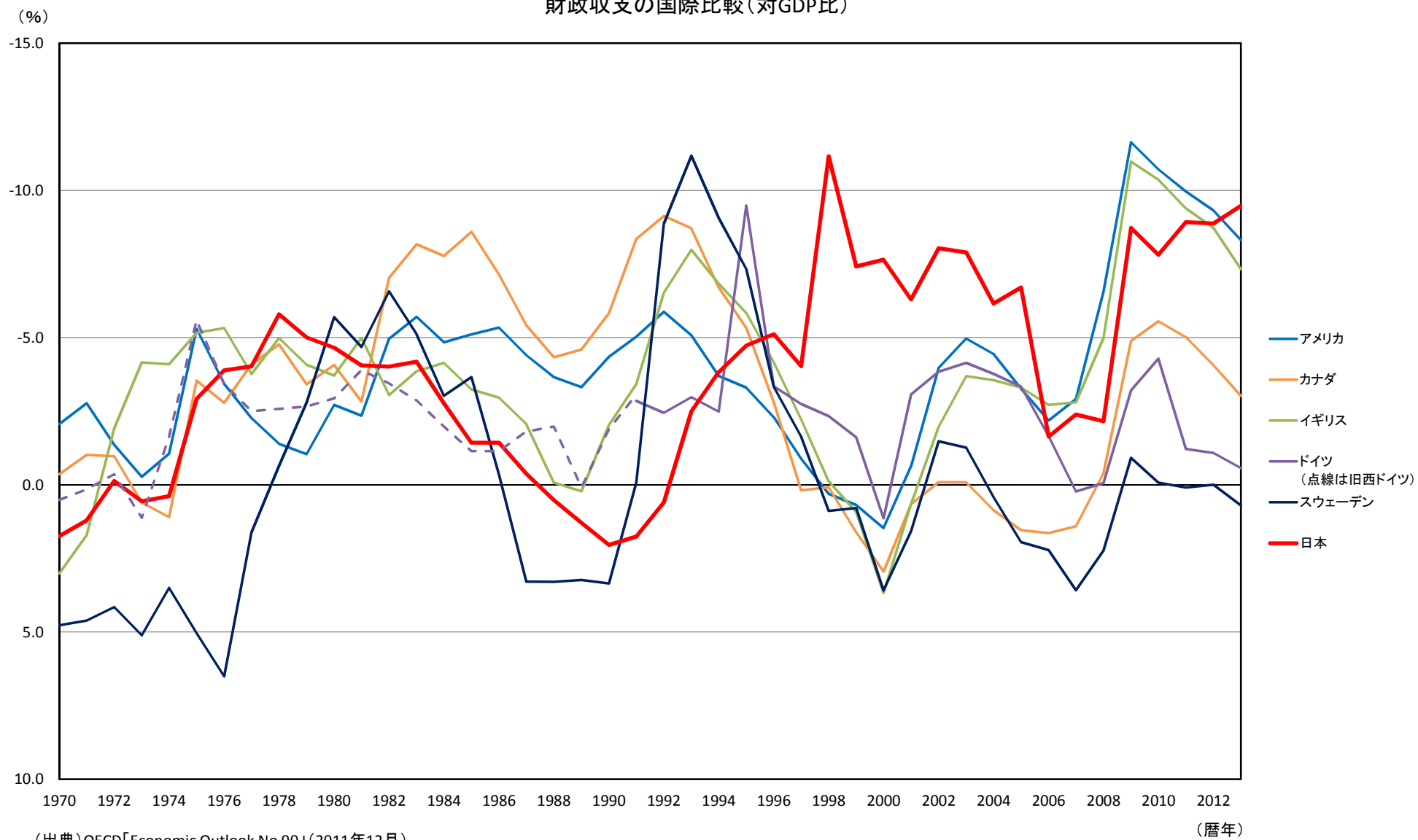
	アメリカ	カナダ	イギリス	EU	ドイツ	スウェーデン
80年代	<p>金利・失業率上昇 財政赤字・貿易赤字（双子の赤字）の拡大 ジャクソニアン・デモクラシー志向の政治的下地（マクロトレンド）</p> <p>○グラム・ラドマン・ホリングス法（1985） ・歳出削減による財政赤字削減 ・財政赤字目標値の法定と超過分の一律削減命令 →景気変動や制度上の問題等により失敗。政治課題に （ブッシュ（父）共和党政権：1989）</p>	<p>80年代にマルルーニ保守党政権が財政再建を試みる →成果を上げられず</p> <p>財政赤字の拡大 高金利、外貨建国債価格下げ</p>	<p>サッチャリズムに基づく構造改革</p>	<p>EU</p>	<p>政権交代（コール・キリスト教民主同盟政権）（1982）</p>	
90年代	<p>革新主義志向の政治的下地（マクロトレンド） 大統領と議会による「予算カット」（1990） ○包括財政調整法（OBRA1990） ・歳出削減・歳入増加を図る ・CAP制及びPay-Go原則を導入 景気拡大期（1991～2001） 大統領選挙（1992）、財政再建への国民意識の高まり 政権交代（クリントン民主党政権）（1993） ○包括財政調整法（OBRA1993） ・歳出削減・歳入増加を図る ・CAP制、Pay-Go原則の1998年まで延長 中間選挙（1994）、財政再建への国民意識の高まり</p> <p>○財政収支均衡法（BBA1997） ・2002年度の財政均衡目標 ・歳出削減を図る ・CAP制、Pay-Go原則を2002年まで延長 1998年度～2001年度、財政黒字達成</p>	<p>深刻な不況（1990～1992） ○付加価値税の導入（1991） 景気拡大期（1992～2008） 政権交代（クレチエン自由党政権）（1993）</p> <p>○プログラム・レビュー（1994）、恒久化（1995～） ・6つの基準に基づき既存政策を見直し</p> <p>○事前相談プロセス（1994）</p> <p>○中期財政フレーム（1995～） ・5年先までの経済見通しに基づく2か年計画 ・慎重な予測を前提にした財政計画 ・予備費の導入（不使用時の赤字削減）</p> <p>1997年度～2007年度、財政黒字達成</p>	<p>（メージャー保守党政権：1990） 財政赤字の拡大</p> <p>○コントロール・トータル（1993） ・公的支出総額のシーリング（歳出伸率＜成長率、3か年）</p> <p>政権交代（ブレア労働党政権）（1997） ○プレバジェット・レポート（1997） ・経済財政見通しの早期提示等</p> <p>○財政安定化規律（1998） ・ゴールデンルール（国債発行額＜純投資額） ・サスティナビリティールール（純債務残高GDP比40%以下）</p> <p>○中期財政フレーム（1998） ・3年間の公的支出計画</p> <p>○公的サービス合意の導入（1998） ・成果目標の設定等 1998年度～2000年度、財政黒字達成</p>	<p>経済通貨統合（EMU）第1段階開始（1990）</p> <p>○マーストリヒト条約（1993発効） ・ユーロ導入条件として、財政赤字はGDP比3%、総債務残高同60%以内</p> <p>EMU第2段階開始（1994）</p> <p>○安定成長協定（1997） ・ユーロ参加国は財政赤字GDP比3%、総債務残高同60%以内を遵守 ・過剰財政赤字手続（過大な財政赤字の発生の抑止と、その場合の財務相理事会による是正勧告、警告、制裁等による速やかな是正）を規定</p> <p>EMU第3段階開始（ユーロ導入）（1999）</p>	<p>ドイツ統一（1990）</p> <p>○成長強化・財政緊縮計画（1993） ・歳出伸率の抑制（成長率の50%以下） ・モラトリアム原則（Pay-Go原則）導入</p> <p>財政赤字拡大（ピーク1995） ○中期財政戦略（1995） ・一般政府支出GDP比のドイツ統一前の水準への引下げを目標</p> <p>○財政政策2000（1996） ・「対称的財政政策」（歳出削減による、財政赤字削減と税・社会保障負担率の低下）</p> <p>政権交代（シュレーダー社会民主党政権）（1998） ○将来プログラム2000（1999） ・歳出削減により2006年の財政均衡を目標</p>	<p>バブル経済の崩壊（1990） 政権交代（ビルト中道右派政権）（1991） 通貨危機、金利・失業率上昇 財政赤字・債務の増大 国内大手生保の国債購入拒否 政権交代（カールソン社民政権）（1994） ○財政再建への取組み（1994） ・フレーム予算（3か年） ・支出シーリング（総額）ターゲット（分野上限額）等 ・景気循環を通じGDP比2%の財政黒字維持ルール （ペーショソ社民政権：1996）</p> <p>1998年～2008年、財政収支の黒字達成（2002年、2003年を除く）</p>
2000年代以降	<p>政権交代（ブッシュ（子）共和党政権）（2001） 「ブッシュ減税」（2001） 2002年度以降、財政赤字 「ブッシュ減税」（2003）</p> <p>政権交代（オバマ民主党政権）（2009） ○Pay-Go法（2010） ・Pay-Go原則の法制化 ○2011予算管理法（BCA2011） ・今後10年間で9,170億ドルの歳出削減 ・上下両院の超党派からなる委員会を設置。1.5兆ドルの財政赤字削減策を提案。年末までに議決 ・1.2兆ドル超の削減策が議決できない場合、少なくとも1.2兆ドルの歳出を一律削減 ・財政均衡規定を加える憲法修正の採決 →委員会での合意断念→今後10年間で総額2.1兆ドルの歳出削減 →憲法修正の採決は下院・上院でいずれも否決</p>	<p>（マーティン自由党政権：2003）</p> <p>政権交代（ハーバート保守党政権）（2006）</p> <p>2008年度以降、財政赤字</p>	<p>2001年度以降、財政赤字</p> <p>（ブラウン労働党政権：2007） ○ゴールデンルール及びサスティナビリティールールの一時的逸脱、臨時的な財政運営規定（財政再建を経済が回復局面に入る2010年度以降に繰り延べ）の導入（2008） 政権交代（キャメロン保守党政権）（2010） ○財政再建への取組み（2010/11） ・構造的財政収支（投資的経費を除く）の2015年度までの均衡及び純債務残高GDP比の引下げ ・経済見通しの作成・財政再建の評価のため、予算責任局を設置 ・付加価値税率引上げ（17.5%→20.0%）</p>	<p>ユーロ紙幣等流通開始（2002） ○安定成長協定の見直し（2005） ・過剰財政赤字の原因がマイナス成長または長期の低成長の場合に財政赤字のGDP比3%超過を容認等、運用を弾力化 ギリシャ等債務危機（2010～） ○財政に関する条約（2012、イギリス及びチェコを除く加盟25か国が署名） ・財政収支は均衡か赤字とする。構造的財政赤字をGDP比0.5%以内に制限 ・財政均衡規定を国内法（望むらくは憲法）に明文化 ・財政均衡達成できない場合、国内法に明記の是正措置が自動的に発動 ・財政均衡を国内法に明記しない国を欧州裁に提訴可能。同裁判所の判断に従わない場合、GDP比0.1%の制裁金を課すことができる ・債務GDP比が60%を超える国は、当該比率の1/20を目安に削減 ・国債発行計画の事前調整 ・ユーロ加盟国は過剰財政赤字手続における欧州委の提案・勧告を原則支持 ・ESMによる金融支援は、協定の批准と財政均衡規定の国内法明文化が条件 ・協定施行後5年以内にEU法導入に向けた措置 ・早ければ2013年1月から施行予定</p>	<p>2000年、財政収支の黒字達成 2001年以降、財政赤字</p> <p>政権交代（メルケル・キリスト教民主同盟政権）（2005）</p> <p>○付加価値税率引上げ（16%→19%）（2007） ・2/3は財政再建、1/3は失業保険料率引下げに充当 ○基本法改正（2009） ・「建設公債原則」（経済全体の均衡の乱防止の場合を除き、投資支出＞信用収入）を廃止 ・財政均衡を定め、構造的財政収支赤字をGDP比0.35%以内に制限 ・循環的財政収支において財政への好不況の影響を等しく考慮 ・年間の起債上限額を超過した場合には管理勘定で管理 ・自然災害・異常緊急状態の場合、連邦議会の議決で上限超過が可能（償還計画の策定を要す） ・財政状況監視のため、連邦・州財務大臣等からなる財政安定化評議会の設置 ・ただし、起債制限は2016年以降適用。それまでの間は経過期間として起債上限額を段階的に引き下げる</p>	<p>政権交代（ラインフェルト中道右派政権）（2006） 所得税減税（2007～2009） ○「財政政策委員会」設置（2007） ・財政政策・経済予測の評価を目的 2009年以降、財政赤字</p>

：財政の傾向

：政権の異動

：財政再建へのきっかけ・出来事

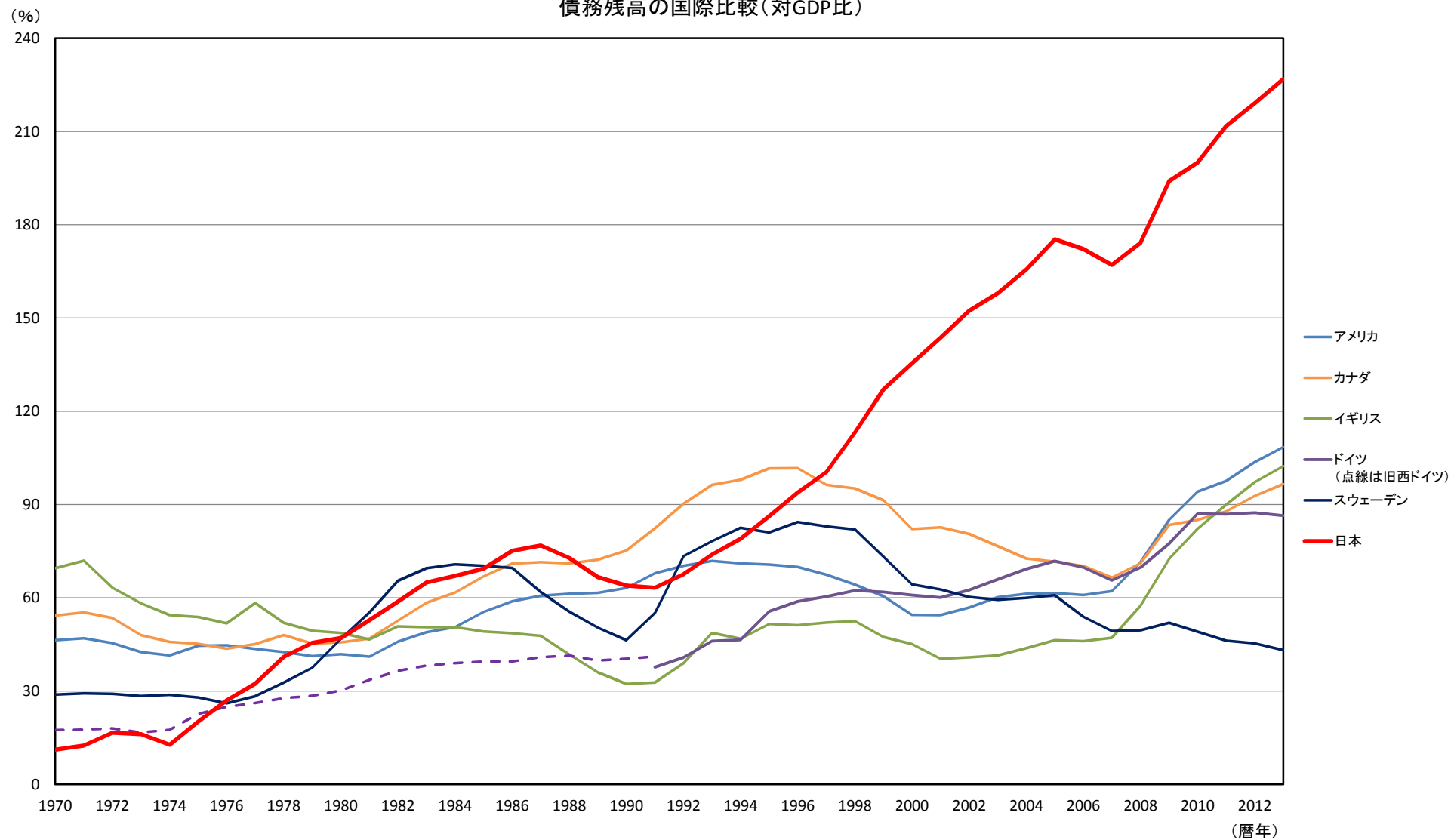
# 財政収支の国際比較(対GDP比)



(出典) OECD「Economic Outlook No 90」(2011年12月)

(注) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベースである。

債務残高の国際比較(対GDP比)



(出典)OECD「Economic Outlook No 90」(2011年12月)

(注) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベースである。OECD統計の債務残高には、国・地方の長期債務残高に加え、政府短期証券等が含まれる。